

外国人集住都市会議うえだ 2019 うえだ宣言

外国人集住都市会議は、外国人との共生社会を実現するために地域で顕在化する諸課題の解決策等、さまざまな取組を推進するとともに、法律や制度の整備に関わる課題については、国の各省庁等に提言を行ってきた。

現在、我が国に在留する外国人は 280 万人を超えて過去最高を数え、近年ではアジア諸国からの入国が増加するとともに定住化が進行している。本年は、国が深刻な人手不足対策に対応するため、新たな在留資格として「特定技能」を 4 月から認めるなど、即戦力となる外国人材の受入れに大きく舵をきる節目の年となった。政府は受入れにあたり、日本人と外国人が安心して安全に暮らせる社会の実現に寄与するための「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」を策定し、政府が一丸となって当施策を強力に推進していくとした。

これら対応策の一つに「日本語教育の充実」が謳われている。この様な中、本年 6 月に「日本語教育の推進に関する法律」が施行された。日本社会において、外国人の子どもたちが自らの未来を切り拓いていくためには、日本語教育環境の強化を行うことが重要であることは紛れもない事実である。子どもたちへの教育を地方自治体と国が共同で責務を負い、教育機関及び保護者と力を合わせて取り組まなければならない。世界人権宣言でも、すべての子どもが義務としての初等教育を無償で受けられなければならないとしている。国籍や年齢によらず、全ての子どもに教育への権利を保障することは私たちの義務である。また、外国人の多くの子どもにとっては、日本語や母語に対する学習への支援があつてはじめて教育への権利が公平に保障されることも忘れてはならない。日本語学習への支援と母語へ配慮する重要性については、先の法律に明記された通りである。

また、日本語教育にあたる指導者には、言語形成期にある年少者への指導と成人への指導とではまったく異なった資質や能力が必要とされる。国は、そのことを踏まえた上で日本語教育指導者の養成に力を入れるとともに、彼らの安定的な生活が営めるよう就労環境や給与の向上につながるような仕組みを創る必要がある。

この法律を足場として共生社会への歩みを進めるため、地方自治体が日本語教育や就労等の環境を強化できるよう、国による制度設計や支援を要望する。

国が多文化共生施策全般の推進についてその責任を果たすためには、省庁間はもとより、地方自治体、事業者、教育機関、その他関係機関と連携し、地域でこれまでに培ってきた豊かな手法を取り入れながら、地方自治体で必要とするあらゆる世代に向けた多文化共生施策の展開が必要である。

外国人集住都市会議は、多文化共生施策の充実に向けて、国籍や年齢などにとらわれず、一人ひとりがもつ個性と能力を活かしながら自らの生活を築いていくことができる社会の構築を目指して、取組を一つひとつ着実に進めていく。

2019 年 12 月 26 日
外国人集住都市会議